

# 建築確認機関、大津市の行政指導を無視

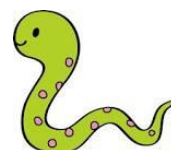
## “工事完了検査済証”を発行して、建築工事を完了に？

幸福の科学学園・関西校の建設工事に対して行われた大津市の立ち入り検査(2012.12.11実施)の結果、開発該当となる“計算上”も“計測上”も切土高が2mを超える地点の存在が発覚していたことは、2012年12月20日発行のまち連だより緊急号外(一部街頭にて配布)にて既にお伝えしたとおりです。

これは、立ち入り検査直後の12月13日と12月19日に開催された仰木の里住民と大津市との2回の公式面談において、大津市が実質「開発該当」(切土高が最低でも2.052mある疑い)を認める説明を行ったことに基づくものです。12月17日には、「都市計画法違反の疑いがある」として、「建築物の完了検査済証を交付することは適切でない」という文書(文書番号:大都開第282号、情報公開により取得。まち連HPで公開)が、建築確認機関に対して送付されていた状態でした。

ところが、12月21日、大津市の行政指導という制止を振り切り、建築確認機関が検査済証を発行していたという、地元住民にとっては信じがたい事態が発生しました。これにより一昨年から行われた学園の建築工事は建前上は「完了」したことになるのでしょうか。以下に、一連の経過をまとめます。

まち連だより



1月号

| 日付       | 出来事   |
|----------|---|
| 11月29日   | 大津地裁より、学園工事に対する執行停止の判断「停止ならず」建築確認取消し訴訟と並行で、工事継続。  |
| 12月11日   | 学園建設工事現場への立ち入り検査を大津市が実施。<br>“ <u>計算上</u> ”も“ <u>計測上</u> ”も切土高が2mを超える地点の存在が発覚。                                     |
| 12月13日   | 立ち入り検査の結果について、大津市長・建築関係部局と住民との面談。<br>大津市が「工事切土高が最低でも2.052mであり、 <u>開発該当</u> 」を認める見解を住民に説明。清水建設に問い合わせた後に対応を検討すると説明。 |
| 12月14日   | 大津市、立ち入り検査での疑義に対する「意見書」を清水建設に提出   |
| 12月17日   | 大津市が「 <u>都市計画法違反の疑いがある</u> 」として、「 <u>建築物の完了検査済証を交付することは適切でない</u> 」という要請文書(行政指導)を、建築確認機関に対して発行。                    |
| 12月19日   | 清水建設は、切土高が2mを超えたとされた地点で計画外に土を盛る“かさ上げ工事”を開始。工事は時間外(20時)に及び、警察も指導する事態   |
| 12月21日   | まち連が「立ち入り検査の結果に基づき、 <u>開発該当を認め、つじつまあわせの工事は是認しないよう</u> 」求めた緊急要望書を提出。<br>工事完了検査済証が建築確認機関(滋賀県建築住宅センター)により発行          |
| 12月25日   | 幸福の科学学園関係者が工事完了に伴う式典「竣工感謝式」を実施。   |
| 12月27日   | 大津地裁に、12/21付発行の検査済証が提出される。  |
| 1月12、14日 | 清水建設は、当該箇所レンガをめくりあげ、更なる「 <u>是正工事</u> 」を実施   |

# 学園用地の地盤の安全性の議論は、棚上げで 開校へ?

「工事完了検査済証の発行」≠「地盤の安全証明」

「強行された建築工事の完了」=「学校設置審査対象の地域連携の不成立」

2013年1月9日、第4回の口頭審理が大阪地裁で行われ、工事完了検査済証が裁判上も確認されました。裁判開始当初より、たとえ建築確認が違法であっても工事が「完了」すれば、「訴えの利益」がなくなる」ことが懸念されていましたが、その懸念が現実となる可能性が高まりました。

一方で、学園は、「工事完了検査済証が発行されており、地盤の安全は証明された」とする趣旨の文書を自治連に送付しました。しかしながら、大津市の行政指導文書を無視し、都市計画法違反の疑いを掛けられながらも発行された検査済証を根拠として前面に出して学園が説明を行ったとしても、地元として到底受け入れられるものではありません。

むしろ、違法建築の疑いを掛けられながら、建築工事を強行した結果を改めて住民に突き付けたという格好になっており、地域連携の不成立が決定的となったと言わざるを得ません。学校設置の審査をこれから行う滋賀県や私学審議会は、このような地域連携の不成立を自ら助長する行為を認めるのでしょうか?

## 建築確認への取り消し訴訟の行方は 是正を求める訴えへ…

原告弁護団は、今後の方針として、違法建築物に対する「除却」「使用停止」等を促す命令を出すよう、「大津市に行政権の発動を求める」訴えを検討しています。訴訟の争点は、違法建築物の立証に加え、「処置命令を出すかどうか」が追加となり、引き続き、“用地の地盤安全性”、“建築工事に関する都市計画法違反”の議論が継続される見通しです。

## 学園の戸別訪問が再開

### 2年前開催を約束した住民説明会や 質問書への回答も未だ無いまま

2012年12月27日以降、学園関係者による戸別訪問が一部宅に行われました。学園との話し合いについては、地域全体が関心を持っている問題であり、地域の皆が理解を行うためにも、戸別ではなく地域全体への説明の場を持つよう再三に渡って要望してきました。

しかしながら、学園は各自治会に対して2年前に説明会を約束しておきながら未だ開催せず、提出されている質問書に対しても回答の無い状態が続いています。近隣数戸への戸別訪問の結果を行政に対して誇張報告し、地域連携をアピールする行為があったとすれば、それは地元軽視も甚だしいと言わざるを得ません。まち連では、このような背景のもと、再度「戸別訪問を行わないこと」「配布お断り」のお宅へのチラシ等文書を配布しないことを申し入れ(1/9付・まち連HPにて公開)を行いました。今後の対応の改善を学園に期待します。

## 速報

仰木の里学区自治連合会、学園チラシに強く抗議。**「竣工感謝式典には一人も参加していない！」**

学園予定地である地元の仰木の里学区自治連合会(野田会長)が学園チラシに抗議。チラシに記載された内容が混乱を招かないよう、チラシ内容を否定する文書が学区の全戸に緊急配布されました。

問題となった学園チラシ「地域の皆様へのご挨拶」(学園林副理事長名)に、下記のような記載がなされていたためです。

(竣工感謝式に関する記載部分(抜粋))  
『竣工感謝式典を挙げる事ができました。式典におきましては、**地域の代表の方にもご参列いただき、「学園に期待する」との有り難い言葉も頂戴いたしました。**』

前述の自治連全戸配布文書(1月23日付)によれば、仰木の里学区自治連合会からは、竣工感謝式典には誰ひとり出席しておらず、ましてや容認するような発言は現状ではあり得ないとされました。

まち連が行った情報公開請求により、これまでもポスティングされた学園チラシはすべて、滋賀県総務課を通じて私学審議会の資料のひとつとして提出されていることが判明しています。

これらチラシが「学園は努力しており、地域と連携が進んでいる」というアピールをする手段だとすれば、学校教育法が掲げる地域連携が目指す趣旨には明らかに反するでしょう。このような学園の姿勢は、まち連としても、絶対に容認できません。